



発行日：令和5年10月

発行者：居宅介護支援事業所スマイルゆい

管理者 梶野功一



「スマイルゆい」満20歳を迎えました！



2003年10月に設立した、「スマイルゆい」。

今年10月で、設立20年を迎えました。

介護保険制度が施行された2000年の3年後の設立でした。

当時は、この制度がスタートしたばかりで、様々な混乱の中で皆様も業務をされていた事と思います。あれから20年・・・。

介護保険制度の度重なる変遷で、施行時と現在の制度は大きく変わりました。

サービスの質と量が充実期を迎える中、今後は人材不足やコロナ禍での収益減少などの影響で、統廃合の時期に入るとも言われています。

ますますこの業界は厳しい状況になるとも世間では見られているようです。

ただ我々介護職、福祉職のサポートで多くのご利用者様や、ご家族様の生活が支えられている事実もあります。

介護職、福祉職の原点は「利用者支援」です。そしてもう一つ重要なことは「法令順守」です。今後も利用者様やそのご家族様に関わる多職種で「ワンチーム」となり、地域の皆様を支えて行くことは忘れてはならないと思います。

そのために、我々スマイルゆい一同、今後も頑張ります。
これからもどうぞよろしくお願いいたします。



次期改正に向けて・・・

いよいよ、令和6年度は「医療・介護のダブル改正」の年です。

今年度まで経過措置となっている、高齢者虐待防止委員会の設置や研修、感染対策・蔓延防止委員会の設置や研修、BCPの策定と研修、訓練などなど・・・
皆様は準備できてますか？

またこれからの時期は、制度改正関連の研修会などが、関係諸団体から多く案内されると思います。

あと6か月・・・。本腰を入れて準備していきましょう！



高齢者虐待防止委員会 虐待防止研修 行いました！

令和3年度の介護報酬改定において、**高齢者虐待防止の推進**が義務化(令和5年度末にて経過措置終了)されています。

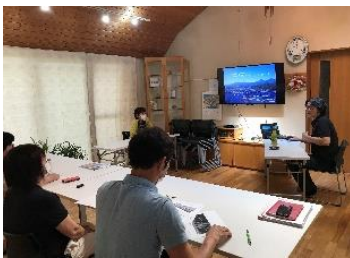


高齢者虐待防止委員会

当事業所で作成した「虐待の防止のための指針」の内容を説明し、職員への周知と、修正や訂正等の意見交換。

1. 虐待防止に関する基本的な考え方
2. 高齢者虐待の定義 身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、介護放棄、経済的虐待
3. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
虐待防止検討委員会の組織体制、審議事項、虐待対応責任者、虐待に対する職員の責務
4. 虐待防止のための職員研修に関する基本指針
5. 虐待発生時の対応方法に関する基本指針
6. 虐待発生時の相談・報告体制に関する事項
7. 成年後見制度の利用支援に関する事項
8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
9. 利用者等に対する当該方針の閲覧に関する事項
10. その他虐待防止の推進のために必要な事項
11. 記録の保管 5年保存

虐待防止研修



講師：『一般社団法人 Ohana』代表 田崎修一先生(行政書士)

テーマ：『おひとり様に対するサポート 一般社団法人Ohana活動紹介』

身寄りがない方や、親族絶縁状態の方への財産管理や後見制度活用、死後事務などの、おひとり様に対する権利擁護

高齢者虐待の5つの分類 ～高齢者虐待防止法～

- ◆**身体的虐待** 暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、断続的に遮断する行為
- ◆**介護・世話の放棄 放任** 必要な介護サービスの利用を妨げる、世話をしない等により、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること
- ◆**心理的虐待** 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ◆**性的虐待** 本人が同意していない、性的な行為やその強要
- ◆**経済的虐待** 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

気になるサインを見かけたら、お近くの**地域包括支援センター**、または各市区町村の**権利擁護担当班**まで連絡を！



【介護に関するお問い合わせ】

居宅介護支援事業所 スマイルゆい

☑住所：〒870-1103 大分市敷戸西町1-3 ミスチャーハウス2F

☑TEL：097-504-7858

☑FAX：097-504-7848

☑E-MAIL：furumura@wonder.ocn.ne.jp

編集後記



朝晩の気温が下がり、空気がひんやりと感じる日が増えてきました。気温の低下とともに日照時間も減ってきますね。秋の実りが楽しみな季節となりましたので、旬の食材で、冬に向けて体づくりをしていきましょう。